介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)ご利用のご案内 (重要事項説明書)

コスモスホームは『指定介護老人福祉施設』という介護保険の対象施設となっておりますので、ご入居の際に、利用者の皆様と利用契約を締結することが必要となります。

契約に先立ちまして、提供されるサービスの内容、利用料金、施設の概要等について 次のとおりご説明いたします。

コスモスセンターからのご説明が終わった後、下記の所定欄に記名捺印のうえ、1部 をコスモスセンターにご提出下さい。

目次	
1. 提供するサービスの内容	2
2. 利用料金	3
3. ご契約	4
4. 施設を退所していただく場合(契約の終了)	4
5. ご利用施設の概要	6
6. 職員の体制	6
7. 事故等緊急時の対応ならびに損害賠償等	7
8. 身体拘束の禁止	7
9. 虐待の防止	··· 7
10. 衛生管理等	8
11. 非常災害対策	8
12. サービス利用に当たっての留意事項	8
13. 守秘義務に関する対策	9
14. 苦情の受付	9
社会福祉法人上溝緑寿会のご紹介	··· 1 O
別紙 介護老人福祉施設料金表	

令和 年 月 日

指定施設サービス契約の締結にあたり、この説明書により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地相模原市中央区上溝5423番地5

事業者名 社会福祉法人 上溝緑寿会 コスモスセンター

説明者名 大瀧 智子

指定施設サービス契約の締結にあたり、この説明書のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者)	住	所
	氏	名
(身元保証人)	住	所
	氏	名

1. 提供するサービスの内容

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

①介護サービス

介護サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に 資するよう適切な技術をもって行います。

ア. 入浴・清拭

- 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭します。
- 寝たきりの状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

イ. 排泄介助

- 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について援助を 行います。
- おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行います。

ウ. その他

・前記各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活 上の世話を適切に行います。

②食事サービス

利用者のお食事は、管理栄養士が栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した献立を立て、適切な時間に適温で提供します。

ご利用者のお食事は、ご本人の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行います。

※お食事時間は以下のとおりです。

朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 17:30 ~ 18:30

③健康管理サービス

看護師と協力病院の医師が、健康管理を行います。医師の診察、お薬の処方、予防接種等は別途料金がかかります。

④相談および援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族にたいして、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) その他のサービスの提供

①レクリエーション・クラブ活動

教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事の他、個々の趣味に合ったクラブ活動を行います。(材料代の実費をいただきます)

②預り金の管理

利用者及び家族との別途申込みにより、預り金管理サービスを行います。

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの : 預貯金通帳と金融機関の届出印鑑、有価証券、年金証書

〇保管管理者 : 施設長

〇出納方法 : 手続きの概要は以下の通りです。

ア. 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- イ. 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを 行います。
- ウ. 管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- 工. サービス利用料、施設入所中の医療費支払代行も行います。

〇利用料金: 別に定める1ヶ月あたりの利用料

③その他

○理美容サービス / ○個別のご希望等による外出の送迎等

(3) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療をうけることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関(内科) 山川内科クリニック

②協力医療機関(総合病院) 総合相模更生病院

③協力医療機関(精神科) 保坂クリニック

④協力医療機関(皮膚科・内科) 志村クリニック

⑤協力歯科医療機関 相明会

※入院の際の手続き、主治医からの病状・治療方針の説明は、ご家族(身元保証人)にお願いすることになりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 利用料金

(1) 利用料金表

ご利用料金は、別紙の「介護者人福祉施設料金表」をご覧下さい。

(2) 利用料の減額措置について

一定の所得要件に該当する方は、市町村に申請することにより、**『補足給付制度』** の適用を受けることができます。この場合、認定内容により、料金表の第1~第3 段階の料金に減額されます。また、1ヶ月の1割負担の総額により、市町村より『高額介護サービス費等の支給』がある場合があります。

このほかに『社会福祉法人による利用者負担の軽減制度』、『高齢夫婦世帯などの 居住費・食費の軽減措置』があります。

また、生活保護対象となる方には、**『介護扶助』**制度が利用できます。 詳しくは生活相談員までお尋ね下さい。

(3) 契約者が入院あるいは外泊した場合の対応について

- ①契約者が、病院又は診療所に入院した場合は、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。
- ②この際、入院をした翌日より 6 日間(月をまたがる場合は各月 6 日限度で最大 12 日間)は、契約者は、入院に伴う介護報酬の利用者負担分を支払うものとします。(詳細は料金表をご覧下さい。)入院期間が上記を超える分は、介護報酬の利用者負担はありません。
- ③30 日以上の入院期間を経て、ホームに再入所する場合は、再入所後 30 日間、利用料に初期加算が加算されます。
- ④入院期間中、契約者ご利用のベッドを短期入所生活介護(空床型)に利用させていただく場合があります。あらかじめご了承願います。
- ⑤<u>また、退院の際、ご利用者のお身体の状況により、居室の変更をお願いすること</u> もありますのであわせてご了承ください。
- ※外泊の場合も、同様の取扱いとなります。

 外泊のお申し出は外泊開始日の3日前

 までにお申し出ください。

3. ご契約

(1) ご契約手続き

入所に伴うご契約の際には、「介護老人福祉施設利用契約書」を締結させていただきます。

(2) 身元保証人

ご契約の際には、**身元保証人様を 1 名定めていただきます。**身元保証人様の責務は、利用料の支払等について、契約者(施設利用者)と連帯して履行の責を負うほか、以下のとおりとなっております。(利用契約書第 13 条第 2 項)

- ①契約者が、疾病等により医療機関に入院する場合の入院申込手続
- ②利用契約が終了した場合、契約者の身柄の引取りまたは転居先の確保
- ③契約者がご逝去された際のご遺体の引き取り、慰留金品等の処理に関する手続
- ④上記のほか、契約者の身上に関する必要な措置

また、<u>身元保証人様を変更する必要がある場合は、その旨を直ちにホームにご連</u>絡ください。変更の手続きをさせていただきます。

4. 施設を退所していただく場合(契約の終了)

(1) 契約が終了する場合

契約では契約を終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由に至った場合には契約終了となります。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、契約者の心身の状況が自立又は要支援1あるいは2と判定された場合
- ③要介護認定により、契約者の心身の状況が要介護1あるいは2と判定され、居宅において日常生活を営むことが困難ではなく、特例入所の要件に該当しない場合。但し、平成27年3月31日までに入所した入所者については適用されません
- ④事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑥コスモスホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦入所者から退所の申し出があった場合(詳細は以下(2)をご覧下さい。)
- ⑧事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下(3)をご覧下さい。)

(2) ご契約者からの退所の申し出

退所を希望される場合は、7日前までに解約届出書をご提出下さい。

なお、契約書に定める以下の場合は即時解約が可能です。

- ①利用料金の変更に同意できないとき
- ②契約者が入院した場合には、即時解約可
- ③事業者が、正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合など

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合

施設からの申し出により退所していただく場合は下記のとおりです。特に長期入院の場合の取扱いは④のとおりとなっておりますのでご留意ください。

- ①契約者の不信行為等により契約が継続しがたい重大な事情を生じた場合
- ②利用料金を6ヶ月以上遅延し、催告にしたがわない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他 の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこ となどにより本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合
- ⑤契約者が介護者人保険施設に入所、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(4) 退所の際のご契約者の所持品(残置物)の取扱い

<u>身元保証人は、契約が終了した際、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)</u> をご契約者自身が引き取れない場合は、残置物を引き取っていただきます。 また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元保証人にご負担いただきます。

なお、<u>所持品の処分を希望される場合は、所定の費用をいただいた上でホームに</u> <u>処分を依頼することもできます。</u>(利用契約書第 22 条 残置物の引取等)

5. ご利用施設の概要

(1) 事業所・管理者名等

事業所名	社会福祉法人上溝緑寿会 コスモスセンター ※介護保険事業所名は、この名称に統一していますが、通常は老人 福祉法上の名称である『特別養護老人ホーム コスモスホーム』 を使用しています。
所在地	〒252-0243 相模原市中央区上溝5423番地5 TEL 042-768-1801(代表) FAX 042-768-1665
事業所番号	指定介護老人福祉施設 相模原市 1472600020 号(平成 12 年 1 月 11 日指定)
管理者氏名	施設長 鎌田慎司
運営方針	生活支援施設として、専門スタッフが一人一人の利用者を見つめた サービスを提供します。

(2) 居室等の概要

- ① 定員数 入所 62名
 - ・ショートステイ 8名(月間平均利用数の上限)
- ②居室・設備等は、厚生労働省が定める基準に従っております。
- ※主な居室等の概要

居室の種類		室数		備考
店主の種類	1 F	2 F	3 F	
個室(1人室)		5	5	各部屋ともトイレ、洗面台付です。
2人室		9	9	ショートステイ用の床室も含みます
4人室		3	3	
食堂		1	1	
デイルーム		1	1	
浴室		2	2	2,3Fにそれぞれ一般浴室と機械浴室各1
医務室	1			

6. 職員の体制

職種	常勤職員	契約職員	備 考
管理者	1名		コスモスホーム施設長
介護支援専門員	1名		
生活相談員	1名		ショート兼務
ケアワーカー(介護職員)	16名	13名	
看護師	3名	2名	
管理栄養士	1名		
調理員	3名	8名	
事務その他	2名	10名	
嘱託医師等		2名	内科1 精神科1
機能訓練指導員		1名	

7. 事故等緊急時の対応ならびに損害賠償等

(1) 事故等緊急時の対応

サービス提供時に、万が一事故が発生した際には、応急処置、緊急受診やご家族へのご連絡等適切に対応いたします。このためご家族等の緊急連絡先を確認させていただいておりますのでご協力ください。

(2) 損害賠償等について

コスモスセンターにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、コスモスセンターは速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、 ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 身体拘束の禁止

コスモスホームでは、サービス提供にあたり身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為は行いません。

しかしながら、個別の状況により、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、必要最低限の行動を制限する措置を取らざるを得ない場合がございます。

その際には、行動制限の手段、内容、期間等について、契約者及びその身元保証人、ご家族にあらかじめ十分に説明します。その場合は、身体拘束を行なった日時、理由及び態様等についての記録を行ないます。また、事前の説明が間に合わなかった場合にあっても、事後直ちに説明を行います。また、できるだけ早期に行動制限の措置を解除するべく、ご本人様、ご家族様にご相談させていただきながら、ケアプラン等を見直してまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

9. 虐待の防止

コスモスホームでは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 大瀧 智子(生活相談員)

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
 - ③虐待防止のための指針の整備をしています。
 - ④職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所職員又はご利用者の家族・親族・同居人等(現養護者)を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 衛生管理等

- (1)特別養護者人ホームの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する 水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) コスモスホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
 - ②感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
 - ③職員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

11. 非常災害対策

(1)施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、 常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、 消防計画に基づき、職員等の訓練を行ないます。

12. サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は身元引受人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 決められた場所以外での喫煙・飲食等

- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

13. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、 退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし ています。

14. 苦情の受付

(1) 苦情の受付

コスモスホームに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者	E者 施設長 鎌田 慎司(かまた しんじ)				
苦情受付担当者	生活相談員 大瀧 智子(おおたき ともこ)				
受付時間	毎週月曜日~金曜日 9:00~18:00				
電話番号等	TEL 042-768-1801(代表) FAX 042-768-1665				

※社会福祉法人上溝緑寿会苦情解決第3者委員連絡先

谷口優子(弁護士) 住所 〒229-0039 相模原市中央 3-14-12 山久第 1 ビル10階 弁護士法人谷口綜合法律事務所市役所前事務所

Tel 042-769-2299 Fax 042-769-1369

(2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市健康福祉 局地域包括ケア推	所 在 地	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15				
進部福祉基盤課	電話番号	042-769-9226	FAX 番号	042-759-4395		
	利用時間	月~金 8:30~17:00(土日祝祭日は休み)				
神奈川県国民健康 保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所 在 地	〒220-0003 横浜市西区楠木町27-1				
	電話番号	045-329-3447 0570-033110 苦情専用	FAX 番号	045-317-9959		
	利用時間	月~金 8:30~	17:15	(土日祝祭日は休み)		

社会福祉法人上溝緑寿会の概要